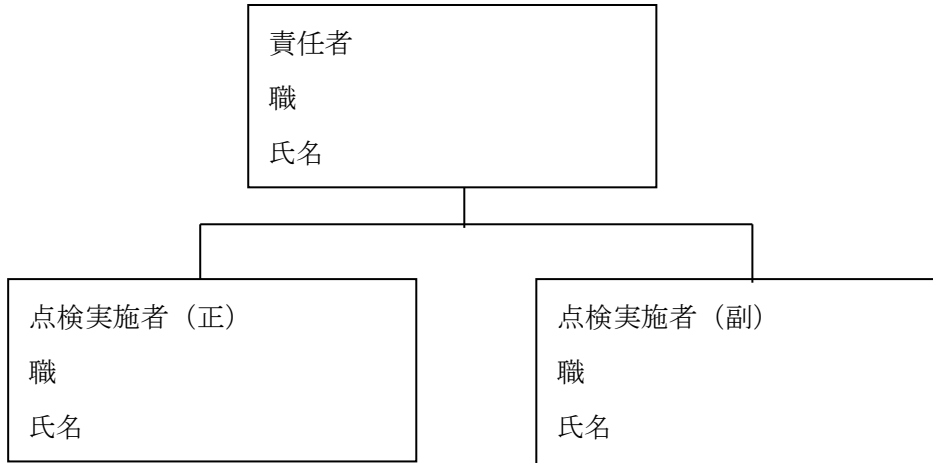


## 点検実施計画書

### 1 在庫管理に従事する者の職務及び組織

点検実施にあたり、責任者はあらかじめ在庫管理に係る正、副の点検実施者を定め、点検が適正に実施される体制を整えなければならない。



### 2 在庫管理に従事する者に対する教育

責任者は点検実施者に対し、以下の教育を実施するものとする。

対象者	実施時期	内 容
点検実施者	1回/年 ※点検実施者が交代した場合は、随時実施する。	(1) 点検義務に関する基本的事項 (2) 在庫管理の点検及び記入方法 (3) 漏えい検査管の点検及び記入方法 (4) 異常時の対応

### 3 在庫管理の方法

事業所及び施設において実施する方法について、下記により規定する

- (1) 漏えい検査管による漏れの確認を実施するとともに、危険物の貯蔵又は、取扱量の1/100以上の精度で在庫管理を行うことにより、1週間に1回以上危険物の漏れを確認する。
- (2) 漏えい検査管点検方法  
漏えい検査管内の油分の確認を検知棒及び臭気により行う。
- (3) 在庫量の測定方法

ア 在庫管理を実施する際の在庫量の測定方法は、それぞれ下記の測定機器・器具等を用いて行うこと。

#### □遠隔式液面計

地下タンクに内蔵された液面感知装置と屋内に設置された液面表示装置が、有線又は無線で遠隔通信されている液面表示装置の数値を読み取り、在庫量を計測し記録保存する。

□タンク直上式液面計

地下タンク上部に設置された液面計測器の数値を読み取り、在庫量を計測する。計測に当たっては、液面計が設置されているタンク上部の液面計の数値を直接読み取り在庫量を記録保存する。

□検尺棒

検尺棒は、タンク容量に対して 1/100 以上の精度のものを使用し、検尺棒に付着した油の位置を読み取り在庫量を記録保存する。

イ 在庫管理は、記録表により記録保存する。

#### 4 危険物の漏れが確認された場合にとるべき措置

- (1) 点検実施者は、点検の結果異常が疑われる場合は、直ちに責任者に報告すること。
- (2) 責任者は、点検実施者から報告された「異常の疑い」が油漏えいによる異常であると判断される場合は、速やかに所轄消防署に報告するとともに、専門業者に詳細検査の依頼をする。
- (3) 専門業者は異常個所の特定を行い、責任者へ報告をする。
- (4) 専門業者より異常の報告を受けた場合は所轄消防署と相談の上、適切な修理・取替を計画し、速やかに措置を講じること。

#### ※ 異常の判断

1 在庫管理時の異常

週 1 回以上実施する在庫管理において著しい増減が発生した場合は異常とする。

2 漏えい検査管点検時の異常

挿入した検査棒に著しい油分の付着が見られた場合は異常と判断する。